

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成26年10月29日(水) 14時00分開会
16時18分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 傍聴者 松元薫久議員、竹原恵美議員、報道9社、市民3名
- 7 会議に付した事件
- ・平成25年陳情第5号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書
 - ・平成25年陳情第6号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
 - ・平成25年陳情第7号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
 - ・平成25年陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情
 - ・陳情第6号 川内原発再稼働に対する地元同意に関する意見書の提出を求める陳情書
 - ・陳情第7号 川内原発再稼働に対する市民アンケートを行う事を求める陳情書陳情
 - ・陳情第10号 川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の採択について
 - ・意見書第4号 住民を守る十分な避難計画が整備されない中で川内原子力発電所1、2号機の再稼働に反対する意見書の提出について
 - ・意見書第5号 川内原子力発電所1、2号機の再稼働に当たって隣接する阿久根市住民の同意を求める意見書の提出について
 - ・所管事務調査
- 8 議事の経過概要
別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長(牟田学委員)

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本日の日程につきましては、先の第3回定例会で閉会中の継続審査となりました、平成25年陳情第5号、第6号、第7号、第8号、平成26年陳情第6号、第7号、第10号、意見書第4号、第5号について審査を行い、当委員会の所管事務調査として継続審査となっております、ごみ問題について、行政改革・人件費削減についてのうち、ごみ問題について、北薩環境管理組合生ごみ堆肥化施設の現地調査を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

それでは、平成25年陳情第5号から陳情第8号、平成26年陳情第6号、第7号、第10号、意見書第4号、5号までの9件を一括議題とします。

それぞれの願意等、異なる部分もあることから陳情、意見書の提出順に1件ずつ委員から意見を聴取し、その後、討議、討論、採決の順に行っていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、また本日採決までいき採択となり、意見書・決議等を提出する事になった場合は協議の時間が必要となってきますので改めてあとから協議させていただきますのでご了承願います。

それでは、平成25年陳情第5号、川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

ありませんか。陳情第5号です。

出口徹裕委員

確認です。陳情第5号なのか6号なのか先ほどありましたように、意見が今のところないわけですが、ない場合でも全部について最終的なところまでいくという考えでやっていきますが、討論のところでは話をしたいと思って、よろしくをお願いします。

山田勝議員

意見を言えっていうけど、意見を言うことと討論をすることとはだいたい同じようなことだと思うんですね。だから、なんでかって言ったら、もうこの前今までいろんな話をしてですね、提出者の方々のご意見も十分拝聴しましたよ。そして自分たちは自分たちの考えはありますしね。それを討論という形で言ってもいいと私は思います。

木下孝行委員

陳情を審査する中で、この前委員会で意見を言わせてもらったんですけども、できるだけ同じような案件は区分けして、ある程度まとめて審査した方がいいかなと私も提案したんですが、そこはどうなんですか。一件一件やっていくんですか。

総務文教委員長(牟田学委員)

そうです、今回は一件一件それぞれ意見がありますので、一件一件やっていくことにしています。よろしいですか。

意見がありませんので、平成25年陳情第5号について討議にはいります。

ありませんか。

濱之上大成委員

だいたい僕は同じようなことなんですが、まず私としては、原発はほんとに危険なものであるということは認識している一人であります。命と健康を第1にと捉えるときに、原発周辺の地域の住民が身を守るためのヨウ素剤、薬剤、これを常備するという生活を余儀なくさ

れているとことに国の統括者はこのエネルギーの制作責任者として国民の命と安全を守ること

を最優先してほしいとそのように考えております。

関西の美浜1号機2号機、九電の玄海1号など全国に7機が運転開始から40年目もこういう状況の廃炉判断も急ぐ必要があると、そのように思っております。たとえば原子炉運転、40年をめどにするのであれば、国として10年計画として、3年から5年内に老朽化した火力発電所の設備方針、あるいは代替再生エネルギーの確保、見込み。今回、地熱小規模水力発電の買い取り制限がきょうニュースでちょっと出たんですが、対象外となりそうな話もありましたけど、まさに国が後手後手で、発送電線の問題、蓄電池の技術開発、これを10年内にですね、使用済核燃料の最終処分場、中間処理施設、あるいは福島原発の放射能の廃棄物の処理、廃炉判断などの、このことは国がしっかりと責任者として結果を出す必要があると、私は強く求めております。ただ、現状として、現在のこの状況からいったときに電気、電力料金の値上げ問題。それから経済発展などの多種多様な課題など、まさに中長期的な話が私たち自身に見えてこないこの状況においてですね、再稼働反対としっかりと反対と結論づけるのは非常に難しい判断であると私個人は思っております。それと、あとのこともありますけれども、やっぱり原発のこの是非について住民投票する、あるいはアンケートを取ってもらうと、このような状況はですね、私自身を含めて単純にイエスかノーというだけで判断ができるだろうか。と私はこういうふうに思っております。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、ほかに。

岩崎健二委員

この9件のほとんどに該当しますので、一件一件というわけにはいきませんが。まず私の考えは原発が、原子力発電所が単にいいか悪いかという判断をするだけをとっていえば悪いというのには決まりきっていることだと思えます。そこで再生可能エネルギーを国が積極的に推進する。地域の安心安全を国が責任をもって守るというのを前提として申し上げます。

エネルギーの政策は国家戦略であり、国が責任を負うべきものであって地方議会が判断していいのかどうか、非常に迷っております。電力の安定供給や電気料金等を勘案したとき、現時点では原子力発電もやむを得ないんじゃないかと思えます。また、老朽化した化石燃料発電所を稼働し続けることは地球温暖化の問題が地球規模であったし、自然災害の大規模化、頻発化につながるおそれが大であります。また、原子力規制庁が新安全基準により合格したと説明をなされております。地元同意の範囲については、法律に、再稼働については特段の免疫がなされておらず、同意を求める法的根拠がないものと考えます。知事に提出しても知事にその権限があるのかどうか疑わしいものがあります。3号機増設問題については、知事も任期期間中の増設については否定的な発言をされており、現時点で議論すべきでないと考えております。よって、現時点で再稼働を直ちにやめるということについては、反対であります。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、ほかに。

出口徹裕委員

本陳情につきましては再稼働反対、それから廃炉ということでもあります。全部に通して欲しい同じことになってしまいますので、おおむねすべてのことについて言いたいと思えます。エネルギー問題につきましては、基本的に足りないという状況に陥る可能性があるということは私も認識しております。ですが、やはり市民の方から声を聞きますと、たとえば賛成するにしても、何らかの国がしっかりと責任をもってもらえるんだったら賛成だという方が非常に多いです。ですので、私の意見としましてはやはり市民の安心安全を守ることの前提で今後、意見をしていきたいと思えます。

山田勝議員

福島事故以来ですね、原子力に対する原発に対するアレルギーがあって、非常にいろん

な形で皆さん注目をしているんですけれども、私は川内原発がスタートしたときは議員じゃなかったんですけれども、その頃から記憶をたどってみますと、するかしないかということについて非常に県議会でもめまして、そして県議会はすることに決めたわけですよ。そのときに結果としてすることになったんですけれども、隣接の阿久根市の漁業者は漁業補償があり、あるいはいろんな形でですね補償があったり、そしてまた阿久根市の特に私はこの前脇本地区公民館は行ったんですけれども、脇本地区公民館は原発交付金で建設をしておりますし、あわせて公園とかですね、あるいは施設等々ものすごく施設の充実を原発交付金で行っています。それで、現在にですねもちろんこれは申請ですけども、原発交付金を毎年申請をして、そして1億近い事業を進めている。そういう中で、反対、反対と言っているか、私も自問自答しまして今までずっとだまっとったんですけど、しかしながら戦後日本は原発の被害を最初でね、原子力発電のうけた国であります。それを、当時のある本をみましたら、その原発を文化的にあるいは国が発展のために使えたらというようなことで取り組んだという話も聞いております。ですから、私は基本的に原発がいいとは思っておりません。しかしながら戦後の経済を支えてきたという事実は十分認識いたします。そういうことで、次の代替エネルギーをですね、どうしてもつくりたくないかんけれども、次の代替エネルギーがはっきりするまではですね、2030年とか一つの目安があったらですよ、それをちゃんとして、私は次の代替エネルギーが確立されるまではね、1号、2号機についてはやっぱり稼働しなきゃいかたないかなと思っています。今、ソーラーシステムとかなんとかということでも太陽エネルギーを利用した発電が続いておりますけれども、私は必ずね、トラブルが発生すると思います。機具機材が未来永劫にできるのだろうか、何年使えるのだろうか。そして九電の電線を、送電線をですね、利用してするわけですけども、そこでのトラブルは発生しないのかといういろいろ考えればですね、反対に今、そういう状況もなにも解決しないままね、簡単に1号、2号機の再稼働を反対するという意見にはいかないなあと思っている次第であります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

牛之濱由美委員

今までの委員の方々の意見にかぶるものがありますけども、今、原発反対というのが国をあげて、先ほど山田委員が言われましたように、アレルギー反応をおこしてるような状態で、私たちも再稼働容認というだけで非国民的扱いを受けるような状況下にあるのが現実です。実際ですね、福島原発事故以来、確かにたくさんの方が苦しんでいるのも現状です。確かにそれもわかります。でも、実際その場に私たちは行っていません、本当の苦しみというのは確かに見ていません。福島原発事故をですね、本当にこの日本の原発のいい教訓としてそのためにもこうやって今、新しい規制委員の方で新しい審査が許可されたわけです。本当に事故を教訓にしなければならないと思います。また今、火力で一機だけでまかなっている状況でもあります。本当に老朽化をしており、本当に停止もままならない状況下で、もし、もしですよ火力発電所が何らかの原因で停止となった場合に、多大な停電を引き起こす可能性も重大な事故も考えられると思います。その停電というのは一家庭はもちろんですけども、企業また病院関係ですね、私は一番そこに心配するものがあります。ですので、先ほど濱之上委員の方からもありましたように、本当に国に安全策を約束していただきたい。そして、私たち議員はですね、もし再稼働ということが決定された場合、本当に補償関係とかそういうものを強くいっていかなければならないのがまた私たちの仕事じゃないかなという思いで、私の思いはそうです。

木下孝行委員

私は1、2号機再稼働についてはですね、基本的にはやむなしというふうな思いをもっております。その理由の一つとしまして、われわれが判断する一つの材料としている、私の場合にはですね。この前の安全基準のそれは新規性基準として適合性を判断し許可されたという

ことを前提としてですね、私もその内容を含め、委員会の中でも現地視察をして、川内原発の立地的条件、環境を含めてですね、福島原発とはかなり違う部分があるのだらうと私は思います。だから、同じような想定がかなり低いんじゃないかなというふうに個人的には思っております。そうしたなかであの安全基準の中で示された新規性基準の適合性に関しては私も納得する部分があります。それも踏まえですね、エネルギーの政策のほうの中の代替エネルギーがいろいろと今新しいエネルギーが仕様を含め開発されようとしておりますけれども、確立はされてないという状況の中では原発は最低限安全な場所には必要だと思っております。すべてが必要とは思っておりません、安全な場所には必要と思っております。そうした考えのもと、今の川内原発の立地を含めたですね、基準に合わせた今の許可が認められた安全新規性基準は私は評価できるものだと思っておりますので、そういったことで再稼働やむなしというふうに私の現状の気持ちとしては思っております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

仮屋園一徳委員

私はですね、福島原発事故の以前のことを考えますと、原発は都会の近くになんで作らないんだらう、つくらないんだから絶対安全ということはないんだなあということを常日頃思っていました。今の自分の気持ちとしては、いろんな説明会等あるいは昨日来の議員と語る会等での市民の意見等も聞きますと、非常に安全性という面では絶対的なものではないんだなあと思いますけど、私の考えとしては廃炉の方向にもっていかないといけないというのは十分わかるんですけど、ただ、即今原発をなくしたときにどういうリスクがあるのか。あるいは原発を続けていくリスクとどうなのかということを考えますと、やはりあの廃炉にもっていくには先ほども委員かもありましたけど、私はやはり国がはっきりとした再生代替エネルギーを打ち出せなくても、ある程度のやっぱり方針は10年先、20年先廃炉にもっていくんだよというのをば、やはりちゃんと決めてやるべきじゃないか。それまでして初めて国が責任を取るということになると思いますし、国が被災後については責任を取りますよといってるんですけども、被災後じゃなくて日頃の安全管理ですかね、言い方では100パーセント近い安全で原発はないといけないといいますが、100パーセントに近づけるのかどうか。しかし、その100パーセントに近づけるような国の監視というものが必要だと思います。この前の説明会等にしても絶対安全でないと言われてるわけですので。ただ自分の気持ちとしては今すぐに廃炉ということはちょっと難しいんじゃないかと私自身は思ってます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ただいまそれぞれ各委員の意見をうかがいました。

これより討論にはいりますが討論はありませんか。

出口徹裕委員

平成25年度陳情第5号についてですが、ちょっと矛盾してるかもしれませんが、反対の立場で討論します。1号2号機の再稼働反対についてはですね、再稼働については反対の立場であり、市民の安全確保や万が一の事故が起きた場合の生活確保、補償の面が不明なままですので、再稼働してはならないと考えています。しかしながら廃炉については方法等に不明な点も多く、廃炉した後のですね、責任の所在などが不明な点はまだわかってないところが多いと思っております。現在のところ1、2号機は運転をおこなっておらず、今の時点ではですね、安全管理はしっかりなされていると思っております。すでに原発がある以上危険であることで、この状況に変わりはありません。再稼働については反対の立場であるものの、先人をきって廃炉にするといった無責任なところについて判断できないことから、この議案に反対いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

平成25年陳情第5号については、不採択とすることに決しますがご異議ありませんか。

[「異議なしと」呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、平成25年陳情第5号は不採択とすべきものと決しました。

次に平成25年陳情第6号川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

岩崎健二委員

意見は先ほど申しましたとおりであります。3号機増設問題については知事も任期期間中の増設については否定的な発言をされており、現時点で議論すべき時期でないと考えておりまして、したがって意見ということでしたがこの陳情第6号については継続審査とすべきと私は思っております。

山田勝委員

川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書についてです。私やはりね、原子力政策を見直さないといかんという立場です。エネルギーの代替エネルギーの計画を練り直さないかんという観点からですね、3号機増設については白紙撤回を求める陳情書に賛成であります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

出口徹裕委員

再生可能エネルギーについてですね、今エネルギー基本計画でもですね、ふれられておりますが、この3号機をつくることによってまたそれがさらにのびていく、何も考えなくてもいいという話になってくる危険性が非常に高いと私は思っております。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

なければ、平成25年陳情第6号について討議にはいります。

山田勝委員

先ほど申し上げたとおりですね、のことでございますので、白紙撤回を求める陳情書に賛成な立場です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

木下孝行委員

大変難しい判断をこれはしなきゃいかん部分だなと思っておりますけども、国がエネルギー政策として、方向性は基本的には原子力を進めていくというようなことを今新しい大臣も含めて話をされています。そのベースになるということで、原発というのはですね、そうした中でまだ国がはっきりとですね、そういった大臣としての個人的な意見というような形でマスコミのほうでちょっと出ておりますけれども、しっかりと明確に今後示されるんだろうということもふまえてですね、今ここで早急に判断する必要は私はないのかなと思っております。なぜかと言えばやはり先ほどの陳情での意見も言いましたけれども、安全性が保たれば、確実に立地的に、条件的にも安全な場所ではそういった国の今後の方向の中で、必ずしもその今後原発が新しくつくってはいけないというようなことにはならないようなそういった思いもあるわけでありまして、だからそれを川内原発3号機が適切であるかということは別としてですね、国がはっきりとそこらを示すまではまだここで判断する必要はないのかなというふうに思います。

出口徹裕委員

私は逆にですね、国の判断を待つというのもひとつかもしれませんが、こういう事故が起きてきた中で、市民そして国民、私たちが言えば市民ですけど、不安は増して言っているわけで、その声をですねいち早く伝えていくのが役割だと思いますので、継続になるようなことはあってはならないと思っています。

山田勝委員

私はね、国がどう言おうと関係ないですよ。阿久根市の代表としてどうすべきかということで、私たちはどうしてもね、再稼働についてはやむを得ないよと、次の代替エネルギーが決まるまではしょうがないと、だから安全を確認してくれよという話をしているじゃないですか、自分も市民にもですね、しかしながら新しいのを求めるというのは現段階でそれは過去将来はわかりませんよ、でも現段階では私は認めるべきじゃない。それも国がどうかこうとかちゅうのは地方自治を放棄したのと同じです。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

濱之上大成委員

非常に迷いのある状況でもあるんですが、先ほど私も申し上げましたが、もう国自体がですね、最終処分場も中間処理施設もつくりきれない、そしてしかも県に川内市に現実に使用済燃料もあるにもかかわらず、これもどうしようもないという気迫のない状況に関しては、ちょっとかみつきたいなという思いもあればですね、まずはこの現時点ではですね、この陳情に対しては採択すべきかなというふうに思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

仮屋園一徳委員

3号機についてはですね、私は、私自身は継続審議でいいと思ってるんですが、3号機の今1、2号機の再稼働を審議している中で、3号機については今のところ計画というか考えられないというふうに思っただけの継続審議ということで、まず、頭の中で3号機建設というのが、今出てくるのかなあということから、もうちょっとこれには問題視をしないと、言えばどっちかというところ3号機については反対です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討議を終結いたします。

これより、討論にはいります。

出口徹裕委員

陳情6号について、賛成の立場で討論します。エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、2013年度から3年程度導入を最大限加速していき、その後積極的に推進していくとあります。その中、川内原発3号機の増設をすること自体、エネルギー基本計画を無視した行為であると考えことから陳情6号について賛成いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

平成25年陳情第6号については、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております平成

25年陳情第6号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。

次に、平成25年陳情第7号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書を議題といたします。ここで、各委員の皆様から意見を伺います。

岩崎健二委員

陳情書の主文にあります、原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情ということで、自然エネルギー政策の転換を求めることには大変大賛成であります。ただ、この陳情書の中身をずっと見ていきますと、再稼働を止め、速やかなる原発の廃炉を決断し、政府は原発の再稼働を断念し、すべての原発からただちに撤退する決断を行うというふうに陳情書に書かれております。そうしますと、この陳情書の全文を読みますと最後に書いてあります、再稼働を断念し、ただちに撤退するという大きな意味合いを持ってくるものと思われ、よってこの陳情については、不採択すべきものと思はします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかの、委員はありますか。

出口徹裕委員

今、岩崎委員からありましたけれども、廃炉の面についてはですね、心配をしております。その中で、ただし私の中では一部でもですね、この自然エネルギーに方向転換をしていくともうこれは閣議の中でも出てきている文章ですので、せめて一部分でも採択したうえでですね、この文章はできないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

山田勝委員

原子力発電推進から脱却し、原子力に依存して、これは私もそう思っていますよ、そういう政策をね、やはりねなるべく早く転換せないかと思はしますよ、思はしますが、今岩崎委員が言われるような形でしますとね、そこまで一緒に認めるちゅうわけにはいきませんのでね、これは趣旨採択かでない、完全に反対というわけにもいきませんし、賛成するわけにもいきませんね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありますか。

濱之上大成委員

趣旨採択ということ自体が本当は陳情者に対しての失礼な状況ではあると思うんですが、今、この文言をどうこうとすると、ここに不採択とかいう状況になると思うわけですよ、で、今私としては今回に限り、趣旨採択というとらえ方もいいのじゃないかなと思はします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありますか。

仮屋園一徳委員

私も、自然エネルギー政策に即転換ということにはならないと思はしますので、これは不採択でいいんじゃないかと思はしています。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありますか。

牛之濱由美委員

私の考えもですね、やっぱりこの文言の中にどうしても1、2号機の再稼働を停止するという文言がある以上はですね、どうしても私は採択に推すことはできませんので、不採択を希望します。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

なければ、討論にはいります。

出口徹裕委員

先ほど数名の委員の方から出ましたが、皆さんの思われているところはですね、これは難しいところで、同じような案件っていいですか、いろいろ様々な案件が出てきています。ここでの陳情第7号についてはですね、私は主として、そのエネルギーの転換を求めるものだと思っております。そこで、皆さんが例えばこのエネルギー転換についても無理があると思っていられるのかどうなのかを聞きたいんですが、いかがですか。

岩崎健二委員

私は冒頭でも申しましたが、エネルギー転換はすべきと思っております。再生可能エネルギー、太陽光、風力、地熱、バイオマス等々、水力も含めてですね、まだやれるものはたくさんあると、これについては1年でも早く、一日でも早く確立をしていただきたい、そういう意味では最初申しましたとおり、この陳情書の本文にありますものについては賛成であります、と申し上げているわけです、ただ、この最後の文書を見ますと再稼働を断念し、原発からただちに撤退するという文言が入っている以上、これを採択するにはいたらないと考えるところです。

木下孝行委員

この陳情の趣旨の一番重要なところがまさに黒塗りで太く書いてあります。政府が原発の今の話と一緒にですね、政府が原発の再稼働を断念し、すべての原発からただちに撤退する決断を行うことを要求します。ここが一番重要な部分だと思います。だからその趣旨からしたらやっぱり採択すべきではないと私は思います。

出口徹裕委員

言葉をとらえていくとですね、そういうことになると思うんです。ですが、これ、3件とも同じところから出ておまして、それぞれがですね、文章が私からすると作り方がいけなかったんじゃないかというふうに思いますよ、確かに、ですけど、この中で言いたかったのはもう原発の反対も稼働を止めたいというのも廃炉にするというのも今まで出てきているのも今まで出てきているわけですから、再生可能エネルギーを推していこうところだと思うんですね、だから、せめて、趣旨だけでもくみ取ってもらえないかと思うんですが。

岩崎健二委員

先ほど濱之上委員でしたかね、趣旨採択やむなしという話もありましたが、この趣旨採択というのは、私個人から考えますと議会の逃げじゃないかというふうに思っておりまして、もし、再生、この文章とおおり、原文とおおりであるんであればですね、原文とおりのものをもう一回だし直していただく、そうしていただかないと中に書いてある大半はまったく同じような文章です。その一部をとって趣旨採択をするというのはいかがなものかなと私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

平成25年陳情第7号については、不採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり。〕

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております平成25年陳情第7号について、不採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数と認めます。よって本陳情は、不採択すべきものと決しました。

次に、平成25年陳情第8号県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

木下孝行委員

もうほとんど一番最初ですね、5号と一緒に私は考えているもので、意見は一緒です。[「異議なし」「意見は一緒です」と発言あり。]

ないですか。

これより、討論にはいります。

出口徹裕委員

陳情第8号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

川内原子力発電所においては1号機が昭和59年の7月に、2号機が60年の11月に運転を開始しています。約30年近くになるわけですが、運転期間は40年とされていますが、一度だけ延長ができるとなっています。その上限はですね、上限が20年とされており、つまり今回稼働を容認するとなるとですね、残り30年そのまま進むような危険性を感じます。これは原子力規制委員会の判断によりですね、延期が、期間を延ばしてできるということですが、今回のですね、新規性基準がもしすぐれたものであるとするならば、この基準のままでまた延長されていくような気がします。それで、市民の安全が万が一事故が起きた場合、これは繰り返しになりますが、市民の生活の確保、保証など不明な点が多いままのですね、再稼働はしてはならないと考えるので、陳情第8号に賛成いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、討論ありませんか。

岩崎健二委員

陳情第8号につきまして意見書の提出を求められておりますが、この前参考人を招致しましたところ、出口委員のほうからの質問の中で、1番、2番、3番ということがありますが、これらが全部もし、この3つの条件が全部整ったらじゃあ再稼働賛成かという質問を参考人にしましたが、いや、違うんだと、こうは書いてあるけど、廃炉になんだというような意見に私には感じられました、よって陳情書の内容と本人が求めたものとは、陳情者が求められるものとは中身が違うような気がします。よってこれは不採択すべきものと考えます。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

平成25年陳情第8号については、不採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり。]

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております平成25年陳情第8号について、不採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本陳情は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号川内原発再稼働に対する地元同意に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

岩崎健二委員

原発が稼働してからこの間、定検をやるたびに定期検査を終わったものから順次再稼働をしてきております。今回も今のところ定期期間中というところをすべきものであろうと思っております。また、地元同意につきましては、この再稼働については法律に特段の明記もなされておられません。よって同意を求める法的根拠はないものと思います。知事に提出しても、知事にその権限があるのか疑わしいと考えております。よって、この陳情書は不採択すべきものと考えます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

出口徹裕委員

同意、これによって何が左右されるのかわかりませんが、ですが、知事の意見として県議会とそれから薩摩川内市のほうの同意があればという意見がございます。30キロ圏内にある阿久根市においてもですね、避難とかそういったものに関しては、策定を求めておきながら、同意は別物よという話はですね、まったく同意がかなわないもので、今後、何も意見が言えないことにつながってくるのではないかと考えております。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

木下孝行委員

今回の陳情6号であります。提出者を含めて賛同者の方も含めて原発を反対する人たちであるということで、同意権というのが今回すでに1、2号機の稼働については不採択ということになったわけで、ある意味、いわゆる稼働に賛成とことが委員会として結論が出たわけでありましてけれども、それをもってそれでもなおかつ同意権を求めるのかというそこまでは私はここでははっきりと確認ができない、いわゆる反対の時のみ同意権を求めるふうな陳情書に見受けられるというような気もするもので、適正ではない陳情書に値、今度はするのかなと判断が出た時点です。だから不採択とするべきじゃないかと思えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

討議なしと認めます。

これにて討議を終結します。

これより、討論には入りません。

出口徹裕委員

平成26年陳情第6号について賛成の立場で討論します。原子力規制委員会も半径30キロ圏内の自治体に対し避難計画を策定するように求めており、阿久根市も策定しています。つまり、ひとたび事故がおこると立地市である薩摩川内市と同様な危険があるということになります。それにもかかわらず、鹿児島県および薩摩川内市の同意のみで再稼働することは許されないと私は思います。このことは立地市と近隣市町との差別化につながっているのではないかと考えます。国、県、市は住民のですね、安全確保や万が一事故が起きた場合、先ほどと一緒にありますが、その保障など不明な点を明確にしたうえで市民に説明し、阿久根市、同意をですね、そのうえで同意を求めることが重要かと思えますので、この意見書に賛成いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

陳情第6号については、不採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり。〕

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております陳情第6号について、不採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数と認めます。よって本陳情は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号川内原発再稼働に対する市民アンケートを行う事を求める陳情を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

出口徹裕委員

この市民アンケートについてです。先ほど同意を求めるということを私は賛成の立場で討論しました。なかなか難しくまよっております。といいますのも、何らかの法的なところでしばるところはありませんし、違反というものも可能性的には出てくるのかなと思っております。ですが、やってみる価値はあるのではないかなと思っております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

木下孝行委員

市民アンケートをとるといふ陳情でありますけれども、この前の参考人招致のときにちょっとそんな発言を私させていただいたんですけども、なかなか公平、平等なアンケートをとるといふいわゆる形というのが、難しいのではないのかと、市民投票あたりぐらいまでもっていかないとなかなかできないのではないかなというふうに思っております。そういう中で、はっきりと判断をする時期が迫っているということも踏まえればなかなか手続き上はもう難しい状況にあるのではないかなというふうに思いますし、そういった審査の中でも、提案者のほうから具体的なアンケートの取り方なんかの意見もなかったということもふまればこれは不採択とすべきものではないかと思っております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討議なしと認めます。

これにて討議を終結します。

これより、討論にはいります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

陳情第7号については、不採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり。]

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております陳情第7号について、不採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本陳情は、採択（趣旨採択）すべきものと決しました。

陳情第10号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の採択についての陳情を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

岩崎健二委員

陳情第10号は、陳情第6号と同じ地元同意にかかるものであって、陳情第6号は不採択という結論を出しましたので、本10号についても不採択すべきものと思っております。

[「異議なし」と呼ぶ者複数あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

ここまで出てくると、ねばったところで難しのかなという気もしますが、個人としてはやはり出て以上は、一括していただければいいんですけど、これをまた反対するわけにはいかないなと思っております。以上です。

山田勝委員

例えば、私はアンケート調査についてはね、ちょっとなじまないなあという気もしますしね、だから、なら地元同意についてはどこがするかってなった時にはですね、結果としては

賛成するにも、反対するにしても議会の同意でないと、議会でないとどうしようもないですもんね、そういうことだったら議会の同意を受けることになるので本案は賛成せなしようないなど実は思っています。私はこの議案に賛成の立場ですよということです。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。
討議なしと認めます。
これにて討議を終結いたします。
これより討論に入ります。

出口徹裕委員

賛成の立場で討論しますが、先ほどありました陳情6号と同意見であります。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
討論なしと認めます。
これにて討論を終結します。
それでは採決いたします。
陳情第10号については、不採択すべきものと決することにご異議ありませんか。
[「異議あり」と呼ぶ者あり。]
ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております陳情第10号について、不採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本陳情は、不採択すべきものと決しました。

意見書4、5号までいきますのでよろしくお願いいたします。

次に意見書第4号住民を守る十分な避難計画が整備されていない中で川内原子力発電所1、2号機の再稼働に反対する意見書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

岩崎健二委員

住民を守る十分な避難計画がというような避難計画の文言がなされておりますが、鹿児島県において、避難計画が策定され、阿久根市においても昨年度避難訓練もおこなっております。その中で確かにさまざまな問題点は出てはきておりますが、何ごとについても十分というのがどこまでのものなのかということは非常に判断が難しいものであります。今後避難計画に沿って、避難訓練等随時行いながらやっていくというのが筋論じゃないかと思っておりますので、この意見書については反対をしたいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

木下孝行委員

これは、今審査をした陳情、平成25年第5号と平成25年の8号と内容的に今岩崎委員のほうから避難計画がはいっておりますけど、基本的には1号、2号機の再稼働に反対する意見だと私は思っておりますので、意見とすればそれとまったく同じ意見でありまして、同じ判断をすればいいと思えます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
討議なしと認めます。
これにて討議を終結いたします。
これより、討論には入りません。討論ありませんか。

出口徹裕委員

この件につきましても、先ほど出されました（平成25年）陳情第8号と同じであります。

よって、賛成の立場でおります、以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

それでは採決いたします。

意見書第4号については、否決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり。]

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております、意見書第4号について、否決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本意見書は、否決すべきものと決しました。

次に、意見書第5号川内原子力発電所1、2号機の再稼働に当たって隣接する阿久根市住民の同意を求める意見書を議題といたします。ここで、各委員から意見を伺います。

濱之上大成委員

これは本当に大事なことであって、素晴らしい意見だと思っはいるんですが、私の考えから言うと、立地市の川内市とまったく同等の情報発信をしていただきたい、このほうが強く求めるべきだと思います、現実にも同意を求めるにしてもですね、川内市と阿久根市、あるいは串木野、平等に情報は入ってきておりません。こんな状態の中でですね、同意を求めるといのはやっぱり無理があります。で、私としてはこれに対しては賛成できません。

出口徹裕委員

今、濱之上委員より話がありました。先ほども言いましたが、やはりここで同意を求めることを例えば強く言っておかなければおいていかれているような気がします。委員の言われたことも十分よく理解したうえで私なりの考え方ですが、そこでやはり同意を強く、先ほど、もう、だんだん三つ目なんです、苦しい発言になってきますが、それでもやはり同意を求めて、今後ですね、やはりどんどん意見が言えるような形にですね、強く、今で取れないと、私はもう次の機会はないかと思しますので、賛成の立場でおります。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

山田勝委員

確かにですね、今回の原発事故があったり、3号機を増設するという状況になったらですね、川内にある九州電力の担当の方が1か月に1ぺんは回ってきて、何かあったら言ってください、何かあったら言ってください、何かお手伝いさせてくださいと言うよのなあ。だから今後もそういうことですね、例えば阿久根市に何かお手伝いすることがないかというようなことを強くやはりね、求めておかないかと思うんですよね、そうしておかないと川内と鹿児島県と川内だけでばんばんばんばんいう、そういう状況ではいけない、そう思いますよ、隣接の阿久根市についてですね、一番近いところもありますしね、ですから、ただひとつ引かかるのはですね、これには地元の住民の同意を求めるということから地元の住民の同意を求めるということについては、住民の地元の同意に関する地元の同意っていえば、まあ議会代表でいいですが、住民の同意を求めるということになればちょっとまた難しいかなと思ってるんですよね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

木下孝行委員

26年の陳情6号と10号とまったく同じような考え方でおります。だからこれは不採択するべきだと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討議なしと認めます。

これにて討議を終結いたします。

これより、討論にはいります。

出口徹裕委員

賛成の立場で討論します。内容につきましてはほぼ平成26年の陳情6号、陳情10号と一緒にあります。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

山田勝委員

地元の住民ということはできないので、議会というふうに、議会じゃないとできないよねというふうになればですね、賛成したいんですよ、ところがそういうことからして、地元の具体的にどういう形で地元の同意を得るのかなという点もありますが、しかし地元の同意ということになりますとアンケートをとるわけにもいかないので、議会でないとうとうもないかなあとと思っています。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

意見書第5号について、否決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり。]

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております平成26年意見書第5号について、否決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数と認めます。よって本意見書は、否決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 15：21～15：30）

（所管事務調査 15：30～16：17）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日の審査内容の報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって、これにて散会をいたします。

（閉会 16時18分）

総務文教委員会委員長